所定疾患療養費

平成24年度の報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします

厚生労働大臣が定める基準

1．対象者となる入所者の状態は次のとおりです。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2．所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものであること。
3．所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
4．算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6．当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

治療の実施状況について

2019年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染症	人数	4	1	1	3								
	日数	22	7	7	21								
帯状疱疹	人数												
	日数												

2018年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数								1	1			
	日数								4	7			
尿路感染症	人数	1	4	3	4	4	4	1	2	1	1	4	6
	日数	7	20	15	22	22	20	5	10	5	5	12	34
帯状疱疹	人数												
	日数												